

# 物価高で生活は限界！ 生活できる賃金は権利だ！

京都の最低賃金で月 160 時間（8 時間×20 日）働くと

**160 時間 × 1008 円 = 161,280 円**

年収で約 193 万円。ワーキングプアと呼ばれる 200 万円にも届きません。社会保険料や税金を差し引くと手取り額は約 12 万円です。家賃・スマホ代・電気・ガス・水道・食費など、精一杯節約しても、限度があります。とても人間らしい生活には届きません。

## あなた！最賃割れてませんか？

「最賃割れ」賃金の時間単価が最低賃金を下回っていること。

## まず給与明細をチェックしよう！

最低賃金は法律で定められています。最低賃金未滿の賃金で働かせたら法律違反。悪質な場合は、50 万円以下の罰金も！でも、最低賃金を知らない経営者や意図的に最低賃金を守らない経営者もいます。労働者自身がしっかりチェックしよう！働いた時間が正しく計算されていない（サービス残業）、時間外労働・休日労働の割り増しが計算されていない。月給制の正社員でも最低賃金を下回っている場合があります。歩合給制（出来高制）で、最低賃金未滿のケースもあります。街角の求人ポスターで最低賃金未滿の広告も見かけます。（見習い期間も、高校生も最低賃金未滿では違法です。）給与明細をもらえない場合や計算方法がわからない場合はお気軽にご相談ください。

厚生労働省の HP の最低賃金の特設サイトにも詳しい説明があります。⇒



### ユニオンネットワーク・京都

連絡先：京都市南区東九条上御霊町64-1  
アンビシャス梅垣ビル1F  
e-mail: kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp  
電話：075-691-6191

### 労働相談受付中！

労働組合作りや職場の困り事、ご相談ください。相談無料。秘密厳守します。